平成 19 年 11 月

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方

税 制 調 査 会

税制調查会委員等名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委	員	1	伊	藤	元	重		杉	Щ	美	邦
		;	猪	瀬	直	樹		田	近	栄	治
		;	井	堀	利	宏		長名	训	幸	洋
		;	江	上	節	子		林		宜	嗣
		;	江]]]	雅	子		増	渕		稔
		;	翁		百	合		御	船	美智子	
		:	北	村	敬	子		Щ	田	辰	己
		Ė	香	西		泰		横	Щ		彰
		į	幸	田	真	音		吉]]]		洋
		;	神	野	直	彦		若	林	清	造

なお、松田英三は途中辞任し、杉山美邦がこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員	秋	Щ	咲	恵	髙	木		剛
	井	伊	雅	子	高	Щ	憲	之
	飯	塚	哲	哉	田	中	稔	Ξ
	井	戸	敏	Ξ	辻	Щ	栄	子
	井	上	裕	之	出		正	之
	大	橋	光	夫	中	里		実
	畄	田	۲1] =	永	瀬	伸	子
	上	月	英	子	原		丈	人
	佐	竹	敬	久	水	野	忠	恒

目 次

はじめに	1
第 1 総論	2
〔 〕抜本的な税制改革に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
〔 〕抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1.国民の安心を支える税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2.経済・社会・地域の活力を高める税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3.国民・納税者の信頼を得る公正な税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第 2 各論	10
1 . 個人所得課税 ···········	10
(1) 個人所得課税の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(2) 所得税の今後の改革の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(3) 所得税の税率構造について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(4) 世帯構成と税負担のあり方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
配偶者との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
扶養親族との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(5) 所得の種類と課税のあり方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
給与所得 ······	12
事業所得 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
退職所得 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13
年金所得 ·······	14
(6) 所得控除と税額控除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(7) いわゆる「給付つき税額控除」(税制を活用した給付措置)の議論・・・	15
(8) 個人住民税 ············	16
今後の改革のあり方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
寄附金税制のあり方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
2 . 法人課税 ······	17
(1) グローバル化への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(2) 法人実効税率 ·······	17
(3) 経済活性化と政策税制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(4) 地方法人課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

3	3 . 国際課税 •••••••••••••••	19
4	4 . 公益法人税制	20
5	5 . 消費課税 ······	21
	(1) 消費税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	特徴 ••••••	21
	使途 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	22
	消費税と再分配 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	消費税制度の信頼性・透明性を高めるための取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(2) 地方消費税 ······	24
	(3) 道路特定財源 ····································	24
	(4) 地球温暖化問題への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6	6 . 資産課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(1) 相続税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	相続課税の現状等と今後の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	課税方式 •••••••	26
	基礎控除・税率構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	事業承継税制 ···········	27
	(2) 金融所得課税 ····································	28
	金融所得課税の一体化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	損益通算の範囲拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	(3) 固定資産税 ······	29
7	7 . 納税環境整備 ············	29
	(1) 基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	(2) 納税者利便の向上、課税の適正化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	(3) 納税者番号制度 ···················	30
	(4) 罰則	31
	(5) 広報・租税教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32

はじめに

本答申は、平成 18 年 11 月の諮問に基づき、中長期的視点から、あるべき税制の全体像について基本的な考え方を示したものである。この答申を作成するに当たり、当税制調査会は、税制が経済や財政にどのような影響を与えるかという調査・分析を積み重ねてきた。こうした調査・分析を踏まえつつ、本年 9 月以降、各税目の果たすべき役割を見据えながら、我が国の 21 世紀における経済・社会の構造変化に対応した税体系全体のあり方について、総合的な検討を重ねてきたところである。

なお、本答申は、平成 20 年度中に期限の到来する事項や新制度施行への対応が必要な事項を含め、議論した結果を、提言としてまとめている。本答申に盛り込んだ個々の事項について、平成 20 年度以降どのようなタイミングで実施に移していくかについては、今後、政府において適切に判断されることを求めたい。

いずれにせよ、国民の暮らしを支える社会保障の安定財源確保の要請をはじめ、我が国が直面する様々な経済・社会の構造変化や、それに伴う課題を考えれば、決して多くの時間が残されているわけではない。改革が遅れれば遅れるほど、解決困難な課題が膨れあがってしまう。抜本的税制改革は、国民的合意を得て、できる限り速やかに実施に移される必要がある。この答申が道しるべとなり、今後、あるべき税制の構築に向け、各方面において、建設的な議論が展開されることを強く期待したい。

第1 総論

[]抜本的な税制改革に向けて

新しい世紀が幕を開け、激しい変化の時代を迎えるとともに、抜本的な税制改革が 焦眉の政策課題となっている。振り返ると、我が国の税制については、平成元年の消 費税の導入や個人所得課税の累進緩和等、累次の抜本的な改革が実施され、その時々 の社会経済情勢に応じたあるべき税制を目指す取組みが行われてきた。しかし、そう した抜本的な改革以降、我が国は経済・社会の全般にわたる激しい構造変化に遭遇し ている。

こうした構造変化の重要な要因としては、二つの点が挙げられる。

第一は、我が国において、主要先進国で類例を見ないほどの速さで少子高齢化が進行し、人口の減少と超高齢化社会への移行が始まっていることである。いわゆる「団塊の世代」が基礎年金の受給者となる時期が目前に迫るとともに、出生率の低下が進行し、平成16年をピークに人口が減少し始めている。

第二は、グローバル化の急速な進展である。世界の市場が統合されることで、人や 資本が国境を越えて活発に動き回り、企業のあり方も大きく変化し、国際的競争が激 しさを増している。資産の蓄積が進み、資産の効率的な活用の重要性が増す一方、資 産価格の変動が経済・社会に与えるインパクトも大きなものとなっている。

少子高齢化は、年金・医療・介護などの社会保障給付の増大を招いている。1990 年代以降、経済停滞の下で実施された公共投資の拡大や減税等により悪化した我が国財政に、この間に社会保障給付費が概ね倍増したことが、さらなる歳出増加圧力を加えてきた。平成19年度の国の歳入に占める税収の割合は6割強にとどまり、国・地方の債務残高は773兆円(対GDP比148%)に達している。このような財政状況は、社会保障制度の持続可能性を疑わせ、国民各層に将来への大きな不安と動揺をもたらす原因となっている。深刻な財政状況への対応を先送りし、現在の債務残高がさらに累増していけば、国際的にも我が国経済への信認を損ないかねない。

他方、グローバル化の進展や我が国の経済停滞と軌を一にして、都市と地方、大企業と中小企業、あるいは異なった雇用形態の間など、様々な側面で、格差と呼ばれる問題が指摘されるようになった。経済停滞とも重なって、その固定化への懸念も生じており、こうした国民の懸念に真摯に対応することが大きな課題である。

これら二つの問題への対処に当たっては、経済・社会の活力の維持・向上の視点が 欠かせない。

過去の歴史を振り返ると、我が国は戦後の一時期において企業規模や雇用・就業構造に係る「二重構造」の問題に直面していたが、その問題は高度成長の実現によって一応は解消し、同じ時期に国民皆保険・皆年金等の社会保障制度が構築された。経済成長は、これまで一人ひとりの所得を増やすだけではなく、その分配をめぐる問題の解決や社会保障の確立・充実に役立ってきたのであり、今後とも、成長の基盤を育むことの重要性は明らかである。ただし、今日の我が国は、かつての高度成長期のように、先進国へのキャッチアップを行う位置にはなく、最先端の技術革新の分野でフロントランナーとして熾烈な国際競争にさらされている。成長力強化のために真摯な努力を重ねる必要がある。

最近では、経済・社会の構造変化と結び付きながら、社会の価値観が多様化し、結婚、出産・育児等について幅広い選択が行われ、家族のあり方が変化して共働き世帯や単身世帯が増加し、労働市場の変容につれて雇用を長期的に保障する日本型雇用慣行も変化を見せている。こうした制度・慣行の変化は、人口減少や格差と呼ばれる問題の背景としても指摘されるが、国民一人ひとりが潜在能力を発揮できるチャンスでもある。国民一人ひとりの一層の社会参画を促す条件を整えることで、活力ある社会を構築して閉塞感を払拭すべきであり、こうした社会の活性化を、経済の活性化につなげていくことが重要である。

以上のようにみてくれば、税制が厳しい財政状況の中で今後対処しなければならないのは、少子高齢化やグローバル化などの経済・社会の構造変化を背景とした、社会保障の安定財源確保、いわゆる格差の問題、成長力の強化といった大きな国民的課題

である。これらの解決のため、中長期的視点に立って、税体系全体のあり方について 抜本的な見直しを行っていくことが、今、求められている。

[] 抜本的な税制改革の視点とその具体的方向性

〔 〕で述べたように、経済・社会の様々な構造変化に税制が対応しなければならないことを念頭に置くと、「公平・中立・簡素」という3つの基本原則を踏まえながら、 目指すべき抜本的な税制改革を構築しようとすれば、

- 1.国民の安心を支える税制
- 2.経済・社会・地域の活力を高める税制
- 3. 国民・納税者の信頼を得る公正な税制

との3つの視点に立つことが必要である。

1.国民の安心を支える税制

この社会で安心して暮らしていけるように、国民は租税を共に負担し合っている。 少子高齢化が進み、疾病への備えや老後の生活が国民の一層大きな関心事となっている中、国民がお互いに支え合う要請はこれまで以上に高まっている。こうした、国民が暮らしを支え合う制度の基礎は、医療、年金、介護などの社会保障制度にあると広く認識されている。真に必要なセーフティ・ネットは社会保障によって担保されるべきであり、実際、現在の我が国では、個人間の再分配機能において社会保障が主要な役割を果たしている。

この社会保障を将来にわたり持続可能で安心できるものとしていくことは極めて 重要であり、現に国民の多くがそれを切に望んでいる。社会保障制度は、社会保険料 のほか税を原資とする公費によっても支えられており¹、その額は大きく、予算に占 める比重も高いうえに、今後も大幅に増加することが見込まれる。社会保険料と税の バランスについては、基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げる ことが法律で定められているほか、全額を公費負担とするとの主張もある。いずれに

¹ 現在の社会保障給付の財源は、その相当部分を税による負担(公費負担)に求めている。平成 19 年度予算の社会保障給付費 93.6 兆円(年金 49.5 兆円、医療 28.7 兆円、介護 6.8 兆円)に対して、社会保険料 55.4 兆円、公費負担は 30.1 兆円(うち国庫負担 21.9 兆円、地方負担 8.2 兆円)等となっている。

せよ、税制によって社会保障制度を支える安定的な歳入構造を確立することが、国民 の安心につながる喫緊の課題である。

特に、上記の通り、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、平成 21 年度までに、税制の抜本的な改革によって安定的な財源を確保した上で実施する ことが、法律ですでに定められており、速やかに対応を図る必要がある。

さらに、医療、介護等の社会保障給付の公費負担については、今後とも高齢化の進行に伴い増加していくことが見込まれている²。ところが、この公費負担を支える財政は、すでに膨大な債務を抱えている。それにもかかわらず必要な対応を怠れば、将来時点で必要な負担増がさらに拡大する³ことから、世代間の公平に反することとなることにも十分に留意する必要がある。

もちろん、負担の増加をできる限り抑制するため、引き続き社会保障を含む歳出の合理化・効率化を徹底して進めることは不可欠であり、成長力を高める努力を並行して行っていく必要もある。さらに、年金記録に関する問題の解決をはじめとして、国民の行政に対する信頼を取り戻すことも極めて重要である。しかし、必要な歳出までもが削られ、国民生活に影響が出る事態は避けなければならない。対応を先送りにした場合に一層増加するコスト、世代間の公平の要請を合わせ考えれば、国民の安心のために真に必要な社会保障給付を実現するため、早急に財源を確保すべきである。

社会保障制度は、国民が共に支えていくことで初めて成り立つものである。今こそ、 国民が広く公平に負担を分かち合って、「皆で制度を支え合う」ことが不可欠である。 できる限り早いタイミングで、安定的な歳入構造の確立に向けて税体系全体のあり方 の抜本的な見直しを実現すべきである。

現在の少子高齢化は、人口減少を伴うものである。人口減少社会への対応は、国・ 地方・民間公益セクター・企業等が一体となって取り組むべき重要な課題と認識され ている。少子化対策として、今後、社会全体の意識改革や働き方の改革、多様な保育

² 平成 19 年 10 月 17 日の経済財政諮問会議に提出された民間議員提出資料では、2025 年度に至るまで、医療・介護の一人当たり給付を維持するための財源を、債務残高の対 GDP 比を増加させずに確保するために、2025年度までに段階的に 14~29 兆円の増税が必要との試算が示されている。

 $^{^3}$ 財政制度等審議会においては、2050 年度までに債務残高対 GDP 比を 60%程度に引き下げていくために必要な収支改善幅が、 5 年間の遅れによって対 GDP 比で 0.7% (約 $3\sim4$ 兆円) 拡大するとの試算が示されている。

サービス等の充実など、多岐にわたる総合的な取組みを進め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現していくことが求められている。その財源について も、次世代の負担で賄うことがないよう、現時点で手当てすることが重要である。

しかし、こうした国民の安心を支える財政は、極めて厳しい状況にある。政府は、 税財政改革の中期的な目標として、まずは 2011 年度までに、プライマリー・バランス(基礎的財政収支) *を確実に黒字化し、さらに 2010 年代半ばに向けて、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げることを掲げている。財政支出の相当部分を社会保障費が占める現状に照らせば、社会保障制度の安定的な財源を確保することは、こうした政府の目標を達成することにも貢献することとなる。

その際、世代間の公平性の確保の要請を踏まえつつ、各税目の有する特徴に配意しながら、社会保障制度の持続可能性を支えるのにふさわしい財源を確保しなければならない。当調査会としては、後述する消費税の特徴を踏まえ、こうした財源として消費税が重要な役割を果たすべきであることを指摘しておきたい。

さらに、少子化への税制面での対応については、少子化対策全体の議論を受けて、 給付等の関連する政策手段相互の関係も考慮しながら、真に効果的な施策を講じてい く必要がある。

国民生活の安心を支えていくためには、グローバル化が進む中で生じている、いわゆる格差と呼ばれる様々な問題に対応し、人々が持つ将来への不安を拭い去りながら希望を高めていくことが重要である。歳出と適切に役割を分担しながら、税制も、そうした問題への対応においてできる限りの役割を果たすことが期待されている。確かに、前述の通り、このような個人間の再分配の問題については、社会保障が主要な役割を果たしている。しかしながら、税制も、社会保障によるセーフティ・ネットを財源面から支えることに加え、それ自体として再分配機能を適切に発揮していくべきである。

具体的には、相続税においては、世代を超えた格差の固定化を防ぐとともに、死亡者が生涯にわたり社会から受けた給付に対する負担を清算するという考え方もとり入れ、資産再分配機能の回復を図っていくことが適当である。個人所得課税において

^{4 「}借入を除く税収等の歳入」から「過去の借入に対する元利払いを除いた歳出」を差し引いた財政収支。

も、その所得再分配機能のあり方について検討すべきであり、また、資産性所得への 課税についても、こうした観点から見直しを行うべきである。

2.経済・社会・地域の活力を高める税制

少子高齢化が進行していく中で、国民の安心を支える基礎となるのは、我が国の経済と社会の活力である。したがって、経済と社会の活力を高めることと財政健全化の 双方を、車の両輪とする経済・財政運営を行っていくべきである。

経済と社会の活性化については、グローバル化の進展等の構造変化に対応する観点から、これまでも、累次の法人実効税率の引下げや、企業組織再編税制・連結納税制度の創設、研究開発減税等の政策減税の集中・重点化、減価償却制度の抜本的見直し、相続時精算課税制度の創設、租税条約ネットワークの拡充等が行われてきた。こうした取組みも踏まえつつ、経済活動に極力歪みをもたらさず、それぞれの経済主体が潜在的な能力を最大限発揮できるよう、経済活動への中立性を重視しながら、引き続き税制改革が行われるべきである。

しかも、その税制改革では、働き方や家族のあり方を含め、個人のライフスタイルが多様化していることへの対応も重要であることを認識する必要がある。とりわけ、一人ひとりのライフスタイルの選択を税制ができる限り阻害しないことが重要である。個人所得課税については、この点に十分に留意して、中立的な仕組みとしていくべきである。

個人の貯蓄・投資活動については、高齢化による貯蓄率の低下や、資本の国際的な 移動が極めて容易となっている現状の下で、リスクテイクのできる簡素で分かりやす いインフラを整備し、これまで蓄積されてきた金融資産を、我が国の国民経済の中で 効率的に活用していくことが重要である。こうした観点から、金融所得課税の一体化 を進めていくべきである。

企業の活力については、法人課税のあり方や中小企業の活性化が課題として指摘されている。経済のグローバル化に対応した法人課税の税率の引下げについては、法人課税の国際的動向に照らして必要であるとの意見が多かった。この点については、今後、厳しい財政事情の下、社会保障を支えるため広く国民に負担を求めていくことと

の関係を踏まえ、課税ベースの拡大を含めて対応する必要がある。また、法人部門を中心とした経済活性化の観点からの政策税制については、将来の生産性の向上につながる措置を、真に必要な分野に絞って効果的な活用を図るべきである。最先端の技術革新の分野などにおいて、我が国の将来を支える産業・技術を生み育てるため、創業支援は重要であり、エンジェル税制の改善を図ることなどにより、ベンチャー企業への資金供給を促進していくべきである。なお、国際的な資金循環、クロスボーダーの企業活動を阻害しないような国際課税の不断の改善も重要である。

社会の活力は人々が自発的に社会参画することで生まれる。社会の多様化が進み、様々な社会のニーズに柔軟に対応していくことが求められている中、行政部門だけでなく、民間による公益活動がその役割を担うことは、今後の我が国の社会の活力を引き出すためにも望ましい。「民間が担う公益活動」への支援の重要性を踏まえ、公益法人制度改革に対応した税制の整備や寄附金税制の改革を行っていく必要がある。

国民がゆとりと豊かさを実感でき、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する観点から、地方分権改革に取り組んでいく必要がある。地方の活力を取り戻すためにも、地方の自立を推進し、真の地方分権を確立しなければならない。納税者が身近なところで税を納め、その使途をチェックすることの意義も大きい。こうした地方分権の観点から、国・地方の財政状況、国・地方の税体系のあり方等を考えながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の充実確保を図ることが重要である。

また、地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を 是正し、その格差の縮小を目指すことが喫緊の課題となっていることから、総合的な 検討を進め、早急な対応を図るべきである。

3. 国民・納税者の信頼を得る公正な税制

税制は全ての国民の生活に密接に関わるものであり、制度に対して国民・納税者の信頼が得られることが重要である。それは国民の信認を得られるような仕組みによって、必要な負担が分かち合われる制度であるべきという意味で、「公正な税制」の要請と言える。

「公正な税制」の基本は、国民や納税者の視点に立った簡素で公平な税制である。 この視点は、各税目の改革において一貫されるべきである。

納税者の信頼確保のため、課税の適正化に向けた制度整備についても引き続き検討する必要がある。これと併せて、日々の税務執行における納税者とのやりとり等を踏まえながら、納税者利便の向上に向けた施策を着実に講じるとともに、納税者番号制度や罰則のあり方についての議論を深めていくべきである。

税制に対する信頼を高めていくためという観点から、当調査会を含む関係機関が、 今後一層調査・分析機能を充実させていくことは重要である。調査・分析によって得 られた知見が税制論議に活用されることが期待されよう。

さらに、広報や租税教育も充実させていく必要がある。国民が税の使途を理解し、 納税に納得感を持つことこそ、あるべき税制の基本である。特に子どものうちから、 税を納める意義を考え、学ぶことが、民主主義を担う社会の構成員を育む基礎となる。

第2 各論

1. 個人所得課税

(1) 個人所得課税の現状

個人所得課税(所得税・個人住民税)については、これまで累次の税制改正において、勤労意欲、事業意欲を阻害しない観点から、課税最低限の引上げ、税率の引下げやその適用範囲(ブラケット幅)の拡大を通じ、累次の累進緩和が行われてきた。その結果、我が国の個人所得課税は、全体として、諸外国に比べ負担水準が極めて低くなっており、その財源調達機能や所得再分配機能が低下している。

所得税の税率構造については、累次の累進緩和の結果、大多数の納税者に対して極めて低い水準で負担を求めるという主要国の中でも特異な構造となっている。 課税ベースについては、人的控除や所得控除、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。

平成 18 年には、地方分権推進の観点から、3 兆円の税源移譲が行われているが、 その際、個人住民税について応益性や偏在度縮小の観点から 10%比例税率化する 一方で、所得税については累進構造を見直すことにより、所得税・個人住民税の 役割分担を明確化している。

(2) 所得税の今後の改革の方向性

こうした中、今後の抜本的な税制改革に当たっては、個人所得課税について、 税体系全体の議論や社会保障を含めた受益と負担の関係にも留意しつつ、その負 担のあり方が適切なものとなるよう見直していく必要がある。個人住民税の比例 税率化や、今後の税体系全体における消費税の役割も踏まえつつ、社会保障制度 とともに所得再分配を担う存在として、所得税の役割を適切に発揮させていくこ とは重要な課題である。とりわけ、いわゆる格差問題への意識の高まり等から、 所得税の所得再分配機能のあり方が問われている。

同時に、少子高齢化の進展、ライフスタイルや働き方の多様化に対応し、個々

人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。さらに、国民にとって分かりやすい簡素な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題となる。

(3) 所得税の税率構造について

前述の通り、税率構造については、累次の税制改正による税率の引下げやブラケット幅の拡大等により、所得税の納税者の大部分に5%又は10%という低い税率が適用される構造となっている。

したがって、税率やブラケット幅については、所得再分配機能が適切に発揮されるよう、他の税目における見直しの議論や人的控除等の課税ベースのあり方の議論と併せて見直すことが課題である。

最高税率については、前述の通り、これまで引き下げられてきているが、最近では、所得再分配の観点から見直すべきといった意見も出されており、さらに検討する必要がある。

(4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

配偶者との関係

配偶者控除等(配偶者控除・配偶者特別控除)については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

- イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある
- ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している
- ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある
- 二 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか 他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見

もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

扶養親族との関係

現行の扶養控除は、自己と生計を一にする一定所得金額以下の親族 (「扶養親族」) を有する場合に、その人数等に応じて納税者の担税力調整を行う趣旨で設けられている。

現行制度は、年齢の如何に関わらず、所得要件を満たす扶養親族であれば一律の取扱いとしているが、このような取扱いについて、障害等の特別な人的事情がある場合を除けば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として扶養控除の対象に一律に位置付ける必要性は乏しいと考えられる。

また、年齢 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族を対象とした特定扶養控除は、働き盛りで収入は比較的多いものの、教育費等の支出がかさみ生活にゆとりのない世代の一層の負担軽減を図る観点から設けられたものである。近年の累次の税制改正によって累進構造が緩和されてきたことや、子どもの教育に対して、いつどの程度の費用をかけるかについては個々の家庭によって事情は様々であること等を踏まえれば、その意義は薄れてきている。

なお、扶養控除のあり方として、後述するように、政策的に子どもを生み育 てることを支援するとの見地からは、所得の多寡に関わらず一定額の負担軽減と なる税額控除を活用することも考えられる。こうした考え方については、少子化 対策全体の議論や諸外国の事例等も踏まえ、所得再分配の観点や手当等の他の政 策手段との関係を考慮する必要がある。

(5) 所得の種類と課税のあり方

給与所得

給与所得控除は、給与所得者に係る「勤務費用の概算控除」と、それを超えた「他の所得との負担調整のための特別控除」という2つの要素を有するものと整理されてきた。

近年、被用者割合が増加する一方で、パート・派遣労働者等の非正規雇用や業務請負など様々な働き方が拡大し、さらに、SOHO・サテライトオフィスなどの新たな就業形態も現れ、被用者と事業者との区別が相対化してきている。

こうした就業構造の変化、雇用形態の多様化を踏まえ、給与所得控除の性格について今日の経済・社会状況に適合するよう再構築することが求められている。

その際、給与所得控除の勤務費用の概算控除の部分については、給与所得者の勤務の実態をより正しく反映する仕組みが望まれる。具体的には、実額に基づく控除の拡充を図る見地から特定支出控除の対象範囲等を検討するとともに、給与所得控除について控除額に上限が設けられていない仕組みを見直すことが適当である。

事業所得

事業所得については、事業所得者が売上げ及び必要経費を適切に記帳し、適 正な申告を行うことが重要である。

事業所得に係る必要経費については、個別の経費認定が必ずしも容易ではなく、本来、必要経費に算入できない家事関連経費の混入を防止する制度的担保は存在しないことから、給与所得者にとって税負担の不公平感が醸成されているとの指摘がある。

他方で、消費税の免税点の引下げ等によって、事業所得者の記帳水準が向上し、所得把握の透明性が高まってきているとの指摘もあり、また、近年の情報技術の進展により、事業所得者がそれほど困難を伴わず記帳を行い得るようになってきている。

こうした点を踏まえれば、事業所得者の記帳のあり方について、一層の適正 化を図っていく環境が整ってきたといえる。記帳の適正化を図るに際しては、必 要経費の適正化について制度上の手当を行うこと、例えば、実額での必要経費は 正しい記帳に基づく場合に限ることとし、その他の場合には、一定の概算経費の み認める仕組みを設ける、といったことも考えられる。

退職所得

近年、就業構造や雇用形態が変化する中、退職金の支給に代えて在勤中の給

与の引上げや退職年金の支給を行うなど、退職金等の支給形態が多様化している。 また、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を 回避するといった事例もある。

このような状況を踏まえれば、退職金課税については、現行の勤続20年を境に1年当たりの控除額が急増する仕組みや勤務年数が短期間でも退職金に係る所得の2分の1にしか課税されないという仕組みを見直し、全体として多様な就労選択に中立的な制度とすることが求められている。

なお、多年にわたって支給されるべきものが一時に集中して支給されるという退職金の性格に照らせば、引き続き何らかの平準化措置を講じる必要がある。また、重要な人生設計上の期待にも関わる問題となることから、所要の経過措置も含めた適切な工夫が必要である。

年金所得

公的年金等については、年金制度が長期間の生活設計であることを踏まえ、 拠出時、運用時、給付時を通じた、適切な課税のあり方を検討していく必要があ る。

少子高齢化に伴い、年金を受給しつつ就労の機会を持つ者が増加してきており、年金以外に高額な給与を得ているケースも見受けられる。このような場合については、現行の公的年金等控除について、世代間・世代内の公平性の観点から適正化を図ることを考慮すべきである。

また、現在、公的年金等については、雑所得に分類されているが、公的年金の受給者の増加を受け、今後、年金に係る所得の重要性が増してくることや、そもそも他の雑所得とは所得計算方式が異なること等を踏まえると、独立した所得区分とすることも考えられる。

(6) 所得控除と税額控除

所得税においては、従来から、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本としてきている。他方で、税額控除は、税額から一定額を差し引く負担調整の仕組みであり、財政的支援としての性格が強いものである。

税負担面から見ると、所得控除は、高所得者ほど税負担軽減額が大きい一方で、 税額控除は、基本的に所得水準にかかわらず税負担軽減額を一定とすることがで きる。諸外国においては所得控除から税額控除へ移行する国も見られる。

こうした点を踏まえ、近年、厳しい財政事情等を背景として、財政的支援の集中化や所得税の所得再分配機能の強化といった観点から、所得控除を改組して税額控除を導入してはどうかとの考え方も現れてきており、考慮に値する。

今後、所得税における控除のあり方を考えるに際しては、担税力との関係、税額控除を設ける政策の必要性、関連する給付との役割の整理といった論点について、さらに検討を深める必要がある。

(7) いわゆる「給付つき税額控除」(税制を活用した給付措置)の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組みであり、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。また、税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点から本制度を利用している国もある。

国民の安心を支えるため、持続可能で安心できる社会保障制度の構築とそのための安定的な財源の確保が重要な課題となっている中、このような視点から議論を行っていくことには意義がある。

他方で、今後議論すべき課題も多く残されている。まず、この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある。この制度については、以上を踏まえ、諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可

能性や課題について議論が進められていく必要がある。

(8) 個人住民税

今後の改革のあり方

個人住民税は、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有している。所得割が 10%比例税率化されたことに伴い、 応益性がより明確となることを踏まえ、そのあり方を考える必要がある。

均等割の税率は、これまでの国民 1 人当たりの国民所得等の伸び等を勘案するとなお低い水準にとどまっており、個人の税負担の動向にも十分考慮を払いつ、今後のあり方を検討する必要がある。

また、所得割の諸控除については、応益的な性格がより明確となったことを 踏まえ、政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めていく必 要がある。

寄附金税制のあり方

地域に密着した民間の非営利活動の促進は、地方公共団体の行政サービスとの協働という観点からも重要な課題であり、後述する新たな公益法人制度の導入等も踏まえ、個人住民税における寄附金税制のあり方について検討することが必要である。その際、「地域社会の会費」としての個人住民税の性格や地方分権の観点も踏まえ、寄附金税制の仕組みは、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきと考えられる。なお、控除方式については、納税者にとっての効果の分かりやすさという観点などから、現行の所得控除方式を税額控除方式とすることについて検討する必要がある。現行10万円の適用下限額については、大幅に引き下げることが適当である。

また、納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められており、寄附金税制を活用した仕組みについて検討することが必要である。その際、控除方式について、納税者が効果を実感しやすく、分かりやすいものとなるよう、現行の所得控除方式を改め税額控除方式とし、税額控除の割合はできるだけ高く設定することが適当であるとの意見がある。一方で、一定の上限まで全額控除することや自己負担の少な

い仕組みとすることが寄附金税制として適当か、といった意見がある。なお、現 行の適用下限額については大幅に引き下げるべきである。

いずれにしても、上記の様々な指摘等も踏まえ、分かりやすく、簡素な仕組みを構築するという観点にも留意しつつ、地方公共団体に対する寄附金も含め、個人住民税の寄附金税制のあり方について検討を進める必要がある。

2.法人課税

(1) グローバル化への対応

経済のグローバル化等の経済・社会の構造変化に適切に対応するとともに、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化を図ることは、税制においても重要な課題である。こうした観点から、前述の通り、法人課税について、累次の改正を行ってきた。平成19年度税制改正においては、今後の抜本的な税制改革も見据え、減価償却制度の見直しを行った。

経済のグローバル化の進展に伴い国境を越えた企業活動が一層活発に行われるようになってきている中で、企業の税負担面での国際的なイコールフッティングを図るべきとの観点から、法人実効税率のさらなる引下げが求められている。諸外国の動向を見ると、例えばドイツにおいては、自国で稼得した利益を外国へ移転し、自国の課税所得を小さくする動きに対応する等の観点から、法人税率の引下げが予定されている。ただし、同時に、課税ベースを拡大することとしているほか、先行して付加価値税率の引上げ等を実施していることにも留意が必要である。

(2) 法人実効税率

法人実効税率とは、国・地方合わせた法人課税の表面税率のことである。我が国の法人実効税率は、国際的に見て高い水準にあり、引き下げるべきという議論がある。この問題を検討するに当たり、当調査会は、平成19年度の税制改正に関する答申を踏まえ、課税ベースも合わせた実質的な企業の税負担、さらに社会保険料を含む企業の負担の国際比較を行った。また、企業減税による企業部門の活

性化が雇用や個人の所得環境に及ぼす影響等についての調査・分析を行った⁵。課税ベースや社会保険料負担も考慮した企業負担については、モデル企業をベースとした試算において、我が国の企業負担は現状では国際的に見て必ずしも高い水準にはないという結果も得た⁶。

こうした点を踏まえつつも、法人実効税率の引下げについては、当調査会の議論において、法人課税の国際的動向に照らして必要であるとの意見が多かった。この点については、今後、厳しい財政事情の下、課税ベースの拡大を含めて対応する必要がある。また、それまでの間においても、経済活性化に向けた不断の取組みが必要であることは言うまでもない。

(3) 経済活性化と政策税制

経済活性化の観点から、政策税制による企業負担の軽減に積極的に取り組むべきとの議論もある。平成 15 年度以降、大規模な研究開発税制を実施しているところであるが、これまでに研究開発投資の額が 10%を上回る規模で増加しているなど一定の効果が見られる。こうした政策税制は、我が国経済の将来の発展の基盤となる技術革新のための積極的な投資を促し、これによる生産性の向上等により、持続的な経済成長に寄与しているものと考えられる。

法人実効税率と政策税制それぞれが企業活動に与える効果・影響については、表面税率である平均実効税率(法人実効税率)は、企業立地先や投資先の決定、利益移転に影響を与える一方、政策税制等も考慮した限界実効税率は、投資額の多寡に影響を与えるとの理論的整理がなされている。こうした考え方の下、当面は我が国の持続的な経済成長のため、中小企業も含め企業部門全般を通じた生産性の向上や事業の効率化等に真に有効な投資を促進する観点から、研究開発税制をはじめとする政策税制の効果的な活用に重点を置く必要がある。本年度末に適用期限を迎える政策税制の検討に当たっても、こうした考え方を踏まえ対応すべ

⁵ 企業の税負担を軽減した場合のマクロ経済への影響については、設備投資等を通じて家計部門の雇用や所得等に及ぼすプラスの効果が期待される一方で、税収減に伴う財政赤字の拡大と利子率の押上げによるマイナスの効果もあり、明確な結論は得られなかった。

⁶ 平成 16 年年金制度改正において、厚生年金の保険料率については、平成 16 年 10 月より毎年 0.354%ずつ 引き上げ、平成 29 年度以降は 18.30%とすることが決定されている。

⁷ 総務省「科学技術研究調査報告」より。

きである。

(4) 地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成 15 年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

また、事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきである。

3.国際課税

進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化の下で、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、我が国の適切な課税権の確保と、経済活動に対する配慮や我が国経済の活性化とのバランスを保つ必要がある。この際、国際的な資金循環や企業活動に対し税制が阻害要因とならないことが重要である。併せて、これらに影響を与える税制以外の要因があることも踏まえ、中立性の確保を超えた役割を税制に期待することには慎重であるべきである。

例えば、外国税額控除制度については、我が国の税負担を超えた控除を認めるべきではないという原則の下で、海外事業比率や海外現地法人の内部留保額の増加など我が国企業グループの事業実態にも配慮し、バランスの取れた制度とすべきである。これに関連し、二重課税の排除方式の選択について、外国税額控除制度を採っているアメリカやイギリスにおいて、近年、国外所得免除制度や海外子会社配当免除制度などの導入が提案されている。こうした提案は、国際的な資金循環の現状等を背景に、資本輸出国の視点に立ち全世界所得課税を前提に二重課税を排除する方式を、修正しようと試みるものである。このような諸外国の動向についても注視していく必要がある。租税条約は、二重課税の調整、租税回避への対応、投資交流の促進といった国際課

税の役割を国内法制と共に果たす重要な経済インフラである。引き続きそのネットワークの拡充に努めるとともに、租税条約を実施するための国内法制を整備すべきである。その際、手続きの明確化・簡素化を図るなど納税者の利便に配慮すべきである。また、国際課税に対する信頼を確固たるものとするため、不断の対応として、各国の税制の違いや、租税条約上と国内法上の取扱いの違いなどを利用した、租税回避的な行為を抑制する措置を講じていく必要がある。

4. 公益法人税制

我が国の社会を活力あるものとしていくために、行政部門だけでなく「民間が担う公益」の重要性が今後ますます増大すると考えられる。現在、その担い手となる公益法人に係る制度改革が進められており、来年 12 月から新制度(いわゆる公益法人関連三法⁸)が施行予定である。これに伴い、税制面でも、「民間が担う公益」を支える制度の構築が求められている。

この点については、当調査会では、平成 17 年 6 月に基礎問題小委員会・非営利法 人課税ワーキンググループにおいて「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制 についての基本的考え方」をまとめており、そこで示された考え方に即して税制上の 措置が講じられるべきであるが、改めて以下の点を指摘しておきたい。

第一に、新たに創設される公益社団法人・公益財団法人については、第三者委員会の認定を受けて公益を目的とした事業を担い、公益目的事業財産という新たな概念に基づき、公益目的事業の遂行等が求められる法人であり、公益目的事業から生ずる所得の取扱いなどに関して、公益目的事業の実施をサポートする措置を講じるべきである。

第二に、新たに創設される一般社団法人・一般財団法人については、準則主義により設立可能であり、多様な態様のものが現れることが予想されるところである。このため、一律の取扱いとすることは適当ではなく、他の法人等に対する課税とのバランスにも留意しつつ、態様に応じた措置を講じるべきである。

⁸「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。

第三に、民間が担う公益活動を資金面で支えるうえで寄附の役割は重要である。このため、特定公益増進法人®の中に公益社団法人・公益財団法人を位置付けることにより、寄附を行った個人・法人が寄附金控除等を受けることができるようにするとともに、個人による現物の寄附に配慮するなど、寄附を行うための環境整備を進めるべきである。

なお、個人住民税における寄附金税制のあり方については、前述した方向性も踏ま え、検討を進めるべきである。

第四に、新たに創設される法人が租税回避に濫用されないよう、現行の公益法人等 に関する租税回避の防止措置をも考慮し、適切な措置を講じるべきである。

第五に、現行の社団法人・財団法人が一般社団法人・一般財団法人に移行する際に 公益を目的とした事業の継続が求められる場合があり、そうしたケースをどう取り扱 うかについての検討が必要である。

5.消費課税

(1) 消費税

特徴

信頼できるセーフティ・ネットの下で生活の安心が確保されることは、国民一人ひとりがその能力を発揮し豊かな人生を送るための基盤である。そのためにも、子や孫が未来に夢と希望を持てるよう、持続可能な社会保障制度を支える財源を確保することが税制の喫緊の課題である。その際、財源となる税収については、一定規模の社会保障の財政需要を賄えるものであると同時に、経済の動向や人口構成の変化に左右されにくいことがまず求められる。併せて、現世代の国民が広く公平に負担を分かち合うことを通じて世代間の不公平の是正に資することも重要である。

消費税は、これらの要請に応え得るほか、財貨・サービスの消費に幅広く等 しく負担を求める性格から、勤労世代など特定の者への負担が集中せず、その簡

⁹ 特定公益増進法人制度とは、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉へ の貢献その他公益の増進に著しく寄与するものを対象として、その主たる目的である業務に関連する寄附金 について、特別の税制上の措置を講じるものをいう。

素な仕組みともあいまって貯蓄や投資を含む経済活動に与える歪みが小さいという特徴を有する。また、国境調整を通じて税率の変更が国際競争力に与える影響を遮断できるという面も有する。少子高齢化に伴って経済社会の活力の減退が懸念される状況にあっては、これらの特徴も重要な要素であり、このような様々な特徴を併せ有する消費税は、税制における社会保障財源の中核を担うにふさわしいと考えられる。

使途

消費税については、平成 11 年度予算以降、国分を基礎年金・高齢者医療・介護の3経費に充てることを毎年度の予算総則に明記している。消費税がこのように生活に密接に関わる分野に振り向けられ、国民に還元されることを明らかにしておくことは、国民の理解を深める上でも重要なことである。 で示した消費税の社会保障財源としての適性を踏まえれば、その位置付けをより明確にし、社会保障費に関しては、効率化・合理化努力を進めつつ、将来世代に負担を先送りするのではなく、消費税率を引き上げていくことによって賄うとの姿勢を明らかにすること(「消費税の社会保障財源化」)につき、選択肢の一つとして幅広く検討を行うべきである。

消費税と再分配

消費税については、所得に対して逆進的であるとの指摘がある。こうした指摘は十分念頭に置く必要があるが、あるべき再分配政策を考える上では、一税目の負担のみに着目するだけでは不十分であり、他税目や社会保険料を含む負担全体、更には社会保障給付等の受益全体をも考慮に入れなければならない。格差の広がり(「ジニ係数」の上昇など)が指摘される中、近年においても税と社会保障による再分配後の所得格差の状況に大きな変化は見られない。社会保障の受益は低所得者で大きく、社会保障が所得再分配に大きな役割を果たしているからである。したがって、社会保障の安定的な財源を確保することは、再分配政策上も大きな意義を有すると考えられる。消費税の社会保障財源としての位置付けをより明確にする場合には、受益と負担を通じた全体で所得再分配に寄与するという消費税の役割について、より積極的な意義付けが行われるべきである。

なお、長寿化、経済のストック化、働き方の多様化といった経済・社会の構造変化の中、「一時点の所得」の水準という一つの尺度からのみ担税力を評価することは必ずしも適当でなくなっている。例えば、かつての所得で蓄積したストックを取り崩して豊かな生活を享受している者と、現在は一定の所得があるものの将来の不確実性や老後生活に備えて質素に生活している者がいたとする。この場合、前者について、現時点の所得に対する消費税負担率が後者より高いからといって、経済力が乏しい者により重い負担を求めているという「逆進性」の弊があるとは必ずしも言えない。一方では、稼得された所得はいつかは消費されるとの考えに立てば、消費は「一時点の所得」よりも生涯を通じた経済力をより正確に反映していると考えられる。これに比例的に負担を求める消費税は、むしろ負担の公平に資するとの見方も可能である。

消費税を含む税体系の抜本的改革に際しては、このような観点を踏まえた上で、所得分配に与える影響に留意すべきである。所得再分配については、国民が広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方に立って、安易な歳出等を避けつつ、真に支援が必要な者にきめ細やかに社会政策的な配慮を行うこととすべきである。

いわゆる軽減税率は、ヨーロッパ諸国では食料品等に対して導入されているが、我が国の税率水準がヨーロッパ諸国と比べて低いことや高額所得者にもメリットが及ぶことを踏まえれば、再分配政策としての効果は乏しい。さらに、制度の簡素化、経済に対する中立性、事業者の事務負担、税務執行コストを考慮すれば、極力単一税率が望ましい。また、社会保障の安定的な財源として一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。消費税の税率構造のあり方については、高い税率水準の下で複数税率を採用しているヨーロッパ諸国の実態も参考にしつつ、引き続き検討を深めるべきである。

消費税制度の信頼性・透明性を高めるための取組み

消費税制度については、平成 15 年度税制改正において事業者免税点や簡易課税制度の適用上限を大きく引き下げるなどの見直しが行われてきた。これらの見

直しにより消費税制度の信頼性・透明性は相当程度向上したと考えられるが、消費税の充実を期していく上では一層の取組みが求められる。

その際、消費税の仕入税額控除について、ヨーロッパ諸国のようないわゆる「インボイス方式」の導入が検討課題となる。「インボイス方式」の導入は、仕入税額控除の適正化に資するが、他方で免税事業者が取引の中間段階から排除されかねないとの懸念もある。制度の信頼性・透明性の向上の要請と中小零細事業者の取引実態への配慮をどのようにバランスさせるか、総合的に検討を行うべきである。なお、仮に軽減税率を導入する場合には、仕入税額控除がより複雑化することとなるため、事業者負担の軽減も踏まえ適切な仕入税額控除を確保する観点から、「インボイス方式」の導入が不可欠となろう。

事業者免税点制度や簡易課税制度についても、引き続き必要な見直しが行われるべきである。法人設立後2年間は免税事業者となる制度や仕入税額控除の計算方法を濫用した租税回避など、執行に当たって問題が生じているケースへの対処も必要である。

(2) 地方消費税

地方消費税は、税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして、地方 税体系において重要な役割を果たしている。一方、きめ細やかな対応が求められ る社会保障については、地方の果たす役割も重要であり、財源の確保が必要であ る。少子高齢化の進展に伴い、今後、地方においても地域福祉等を支える社会保 障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地方消費税の充実確保を図っていく必 要がある。

(3) 道路特定財源

揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源については、昨年末閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成 18 年 12 月 8 日)において、「20 年度以降も、厳しい財政事情の下、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分も含め、現行の税率水準を維持する」こととされている。この「具体策」に基づき、道路整備の必要性、厳しい財政事情、環境面への影響、納税者の理解の観点等を十分に踏まえつつ、国民の理解が得られる改革を進めるべきである。

(4) 地球温暖化問題への対応

地球温暖化問題については、「環境と経済の両立」という基本的な考え方に立って、自主的取組、啓蒙を含む多様な政策手段を適切に用いていくことが必要である。

環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題である。

6. 資産課税

(1) 相続税

相続課税の現状等と今後の方向性

相続税については、主にバブル期における地価の急騰に伴い、基礎控除の引上げ等の減税や、居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成 15 年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率構造の見直しが行われた。

このため、近年地価がバブル期以前の水準にまで下落し、相続税の負担が大幅に緩和された結果、年間死亡者数のうち相続税の課税が発生する割合が4%程度まで減少するなど、その資産再分配機能や財源調達機能は低下している。

近年の経済のストック化の中で、家計資産及び相続税の課税遺産における金融資産の額が著しく増加している。特に、高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も、高齢者世帯において顕著となっている。また、相続人の数は年々減少してきており、今後ともそうした傾向が続くものと見込まれる中で、相続人の取得する財産額はさらに増加していくと考えられる。こうした点を踏まえると、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性も増してきていると考えられる。

また、高齢化の進展の中で、相続人自身も高齢化してきており、相続時点ではすでに相続人自身の資産形成も進んでいると考えられる。このため、相続財産が相続人の生活基盤を形成するという意味合いは従来に比して薄れてきており、

遺産における金融資産の増加等ともあいまって、相続税の担税力を有する層が拡大していると考えられる。

さらに、今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与することとなっている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は、遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる。

以上の相続税を巡る環境の変化等からすれば、これまでの改正により大幅に 緩和されてきた相続税の負担水準をこのまま放置することは適当ではなく、相続 財産に適切な負担を求め、相続税の有する資産再分配機能等の回復を図ることが 重要である。

課税方式

現行課税方式(法定相続分課税)は、導入当時(昭和33年度税制改正)の財産相続の状況を踏まえ、仮装分割への対応や分割相続が困難な農家及び中小企業における相続にも配慮する趣旨から導入された。

しかしながら、必ずしも個々の相続人の相続額に応じた課税がなされず、また、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する、といった問題も指摘されている。

また、居住等の継続に配慮した現行の各種特例は、現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるため、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題と考えられる。これら特例の拡充はこの問題の増幅につながることにも留意する必要がある。

課税方式のあり方については、こうした点を踏まえ、導入当時からの相続の 実態の変化や各種特例の整備状況も考慮し、さらに具体的かつ実務的な検討が必 要である。

基礎控除・税率構造

相続税の基礎控除は、中間層の個人生活の経済的基盤を損なわないよう、これまでは主として地価の上昇に伴い引き上げられてきた。しかし、前述の通り現

在の地価はバブル期以前の水準まで低下しており、また、相続税の担税力を有する層は拡大している。さらに、制度面においても配偶者への配慮や、居住等の継続に係る各種特例の整備等もなされてきたところである。

これらに加え、格差の固定化の防止や老後扶養の社会化に対する還元といった今日的な観点も踏まえれば、地価上昇時に引き上げられ高止まりしている現在の基礎控除の水準は引下げが適当と考えられる。

また、現在の基礎控除の定額部分は、分割困難な農家及び中小企業の相続を 考慮し、一定額を基礎的に控除する趣旨で設けられたが、その後の各種特例の整 備に伴い、当初の意義は低下している。さらに、定額部分がある結果、法定相続 人数が多いほど相続人一人当たりの基礎控除額が逓減するため、相続額が同額で も法定相続人数の違いにより税負担に不均衡が生ずるといった問題もある。この ため、基礎控除の構造についてもその水準とともに見直すことが適当である。

併せて、最高税率を含む税率構造のあり方についても、格差の固定化の防止 といった観点から検討する必要がある。

事業承継税制

中小企業の事業承継においては、事業の将来性に対する不安や後継者不足などの問題が生じているが、これに関連して、相続税負担についても、雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要であるとの意見がある。他方、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続(世襲)による事業承継を支援することの必要性の観点から、十分な吟味が必要であるとの指摘もある。また、同族株式を遺産として残す者は、平均的にみれば、相続税の課税対象者の中でも富裕層に属していることにも留意する必要がある。加えて、事業承継における相続税負担の影響等に関する実態の分析も必要である。

こうした点も踏まえれば、事業承継税制については、課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある。 現行の各種特例を拡充することに関する前述の問題点にも留意しつつ、相続税制 全体の見直しの中でさらに検討を進めることが必要である。

(2) 金融所得課税

金融所得課税の一体化

資本の国際的な移動が活発化し、また、高齢化の進展に伴い貯蓄率が低下する中、我が国経済の活性化のためにも、個人金融資産の効率的活用が要請されている。このため、近年、個人の金融商品選択における課税の中立性を確保し、リスクテイクのできる簡素で分かりやすい税制となるよう、分離課税制度を基本として、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた様々な措置が講じられてきた。

上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率

上場株式等の配当や譲渡益の軽減税率(10%)は、平成15年度税制改正において、当時の景気の落ち込みや株式市場の低迷、金融機関の不良債権問題に対応するため、時限的な市場対策として導入されたものである。

当調査会は、昨年度、軽減税率について、金融所得課税の一体化の方向に沿って、期限到来とともに廃止し、簡素で分かりやすい制度とすることを答申した。これは、経済や市場の状況が軽減税率導入当時と比べて大幅に改善していることや、金融技術の発達により金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工することが可能となっている中での金融所得間の課税の中立性確保の必要性、さらには株式等の保有状況を踏まえた公平性の観点から、判断したものである。

平成 20 年度税制改正では、税制が市場に歪みを与えることがないよう、昨年 度の答申の方向に沿って対応すべきである。

なお、配当所得については、事業参加性のある所得という性格に着目し、総合課税を選択した場合に法人税との調整措置が適用されているが、分離課税(申告不要)の場合には調整措置は設けられていない。諸外国においても、分離課税の下では、通常、法人税との調整措置は設けられておらず、また、法人税の負担を含めたとしても、20%比例税率により個人の負担水準は相当程度軽減されており、法人段階と個人段階での配当課税の調整のあり方として、現行制度は妥当であると考えられる。

今後、我が国の金融・証券市場の競争力を強化し、投資家が安心して利用できる魅力ある市場としていくためには、多様な金融商品・サービスの提供、規制環境の整備、人材の育成など、税制に限らない様々な分野における取組みを進めることが重要である。市場の活性化・効率化を図るとともに、透明性・公正性を確保するための取組みが求められる。

損益通算の範囲拡大

現在の上場株式等の配当や譲渡益に対する時限的な特例が終了し、課税方式の均衡化が図られることを前提として、個人投資家の投資リスクを軽減し、リスク資産への投資促進を図るため、金融所得間の損益通算の範囲を本格的に拡大していくべきである。その具体的な範囲や仕組みについて、早急に検討を進めることが必要である。その際、源泉徴収制度、資料情報制度、金融番号制度等、適正な執行と納税者利便の向上を図るための納税環境の整備について議論を深めるとともに、すでに多数の投資家が利用している特定口座を活用した損益通算のあり方についても検討することが適当である。

(3) 固定資産税

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、 税源の偏りも小さく市町村税としてふさわしい基幹税目であり、今後とも安定的 な確保が重要である。

土地に係る固定資産税については、平成6年度のいわゆる7割評価の実施後、 課税の公平の観点に立って、これまで負担水準の均衡化・適正化に取り組んでき ている。現在、地域ごとの負担水準の均衡化は相当程度進んできているが、一部 には依然として負担水準の低い土地が存在していることから、引き続きその均衡 化・適正化を促進する必要がある。

7.納税環境整備

(1) 基本的考え方

税制の簡素化、納税者の利便や予測可能性の向上を図り、国民が安心感を持って円滑に納税できる環境を整備することや、租税回避や脱税の防止に向けて有効

な施策を講じることは、税制に対する国民・納税者の信頼向上につながり、公正 な税制を実現していく上で大きな意義を有している。

(2) 納税者利便の向上、課税の適正化

国民が納税を行うに際し、より身近に利便性とサービスの向上を実感できる環境を整えるため、電子申告・電子納税の普及に向けた取組み等を一層推進していくことが重要である。さらに、住基ネットを通じて税務当局が本人確認情報の提供を受けることができれば、納税者の手間¹⁰が省けるとともに、簡素で効率的な政府の実現に資することから、そのための体制を構築することが望ましい。

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、納税の利便性を向上させる とともに、徴収事務の効率化を図る観点から、制度を整備すべきである。

また、これまで様々な納税環境の整備に取り組んできた¹¹が、大口・悪質な脱税事件等は後を絶たず、適正・公平な課税を求める国民の期待は高まっている。今後、昨今問題となっている外国為替証拠金取引(FX 取引)に関し、新たに支払調書の提出を求めるなど、引き続き、制度・執行の両面における取組みを強化すべきである。

(3) 納税者番号制度

納税者番号制度とは、現在、税務当局が行っている各種資料の「住所・氏名」による名寄せ・突合に代え、資料に記載される「納税者番号」を用いることによって作業の効率化を図り、適正・公平な課税を実現しようとするものである。

その制度設計を進めていく上では、 どのような番号を納税者番号として税務 面で活用するか、 所得捕捉を高める観点から、どのような経済取引について、 その内容等を記載した資料の税務当局への提出を求めるかが最も重要な論点となる。加えて、実際の導入に際しては、セキュリティ確保の要請や、官民を通じた 番号利用に係るコスト、経済取引への影響等にも配意する必要があろう。

¹⁰ 還付申告書に記載された住所・氏名と源泉徴収票に記載された住所・氏名が異なるといった場合、現状では本人確認等のために、住民票の写しの提出等が求められている。

¹¹ 例えば、電子データによる帳簿書類の保存制度の創設、電子申告・電子納税の運用開始、許可基準の明確 化等の相続税の物納制度の見直し、税務手続の電子化促進措置等の円滑な申告納税のための環境整備が行わ れてきた。また、脱税犯に対する罰則の強化、脱税した場合の更正決定ができる期間の延長、白色申告者に 対する記録保存制度・記帳制度の創設、加算税の割合の引上げ等の適正な申告を促す環境整備も行われてき た。

まず、いかなる番号が望ましいかという問題¹²については、現在、具体的な活用が期待できるものとして、「住民票コード」と「基礎年金番号」がある。また、最近では、「社会保障番号」¹³についての議論も行われている。今後、各種の番号制度に関する議論の動向等に留意しながら、納税者番号としての活用可能性を判断すべきである。

次に、資料情報制度については、所得捕捉を高めるため、取引関係者等の理解を得ながら、どこまで資料収集を拡充すべきかが問題となる。諸外国の例をみると、資金のフロー・ストックの把握という面から、例えばアメリカでは一定の国内送金、預金の入出金、海外送金等について、フランス等では預金口座の開設について資料の提出が義務付けられている。今後、このような例も参考にしつつ、所得の間接的な捕捉の観点から、金融資産関係の資料収集を拡充していくべきである。

納税者番号制度については、これまでも累次の答申において、様々な観点からの検討や指摘が行われてきており、現在、その導入に向けた具体的な取組みを進めるべき段階に来ている。今後、円滑な導入を目指して、国民的な理解形成に一層努めるべきである。

(4) 罰則

経済・金融取引の複雑化・国際化・IT 化が進み、税務調査の難易度が増すとと もに、申告者数が増加する一方で税務職員の定員増加が困難化している状況の中、 公正な税制を実現するため、罰則全般に関する整備が検討課題の一つと考えられ る。

脱税犯の懲役刑は、昭和56年に現行の5年に引き上げられたが、依然として大口・悪質な脱税事件が多数発生しており、ルールを遵守しない納税者に対しては

12 納税者番号に求められる基礎的条件としては、 法律上の根拠を持つこと、 全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、 番号を付与した後の住所・氏名等の 異動を管理できる体制となっていること、 民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認 の場面で活用できること、 プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていることが考えられる。加えて、受益を伴う行政分野で活用されるなど、国民がその活用にメリットを感じられるものであることが望ましいという指摘も多い。

^{13 「}社会保障番号」とは、社会保障全体の給付と負担の情報を個人単位で集約するため、個人ごとに付すことが想定される番号をいう。

より厳格に臨む必要がある。特に、経済犯罪に関する法定刑が次々と引き上げられている昨今の状況においては、一般予防効果が十分に得られる水準となるよう、 その引上げを検討すべきである。

また、近年の傾向として、電子商取引の普及等により秘匿性の高い取引が増加 し、これを背景に無申告の脱税事件が増加しており、いかなる対応が可能か検討 すべきである。

また、罰金刑についても制度創設以来引き上げられておらず、刑罰としての重みが低下している面は否めないため、現在の経済事情に適合するよう改定を検討すべきである。

(5) 広報・租税教育

税は社会を支える公的サービスの費用を社会の構成員全体で賄うものである。 このため、国民一人ひとりが、税を納め、その使途に関心を持ち、社会のあり方 を主体的に考える姿勢をもつことが期待される。また、申告納税制度においては、 国民の納税者意識の涵養を図り、税の使途も含め、納税に納得感をもってもらう ことが重要である。

このような観点から、税の制度についての知識に止まらず、税の意義・役割、 税の使途等について、分かりやすい広報を積極的に行う必要がある。また、子ど ものうちから、税の意義・役割等を理解し、納税者としての自覚を身につけるこ とは非常に重要であり、関係民間団体等とも協力し、学校教育の中で行われる租 税教育について、一層充実する必要がある。